

No.8
2019
7/20



はちおうじ

JR東労組
八王子地本
八王子地本
ホームページ
「東労組八王子」で検索



「新たなジョブローテーションの実施について」基本要要求(その2)八王子地本要求を本部に提出! その2

2019年7月19日(金)本部主催「第4回ジョブローテーション会議」において、八王子地本として、申第2号交渉を踏まえて不明な点などがあることから、解明項目と基本要要求(その2)を提出しました。

□基本要要求

1. 「施策実施に関する確認メモ」「新たな30年を展望する施策実施に向けた確認メモ」で確認している「施策実施にあたっては労使の合意形成に向けて労働条件等に関して認識を深めた上で実施していく」という合意事項に基づき、労使間において真摯な議論を行った上で「安全・健康・働きがい」を実感し、安全風土・労働意欲が醸成できる制度を実現すること。
2. 鉄道業の使命である安全を守り抜くためには、経験労働を重視していく必要性があることから同一担務の従事期間が10年を超えないように異動又は担務変更をすとした制度を見直すこと。
3. 「任用の基準」に基づいた異動・担務変更は、評価ばかりを気にしチームワークの安全を阻害する要素となることから見直すこと。
4. 指導担当及び指導操縦者の指定にあたっては、人事考課のみの評価とせず、人間性、経験、業務知識や指導性を考慮した上で現場の声に基づき行うこと。
5. 系統の専門性を深めることによって、これまで安全性を向上してきたことから運転士・車掌の相互運用(兼務)を行わないこと。
6. 駅・車掌・運転士の順で養成する現ライフサイクル制度に則った運用を行い、更なる鉄道の安全レベル向上を図ること。
7. 仕事に対する敬意と誇りをもって修練を行い、働きがいや帰属意識を持って業務に集中できる環境を確立するために本人希望を尊重すること。

現在発生している問題を解決し、安全・健康・働きがいを守るために職場からたたかいを創り出そう!